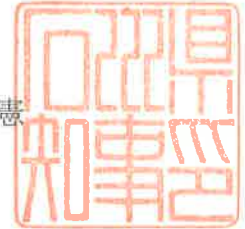




公 緑 第 8 3 号
平成 2 5 年 5 月 1 3 日

中央公園の緑を守る会 様

石川県知事 谷 本 正 憲



「中央公園の再整備計画」について再検討を求める申入れ（回答）

平成 2 5 年 5 月 1 日付け、標記に係る申入れ事項について、別紙のとおり回答します。

別紙

1 工事開始日 5月8日の変更について

【回答】 工事の開始日については、当初の方針どおり、8日から測量等の作業を始めています。

2 木の伐採について

【回答】 中央公園の再整備は、「県庁跡地と連続する緑地を一体的に活用すること」や「良好な緑を保全しながら、イベント等に利用しやすい快適な空間を創出すること」などを基本としており、具体的には、園路の拡幅・付け替え、広場の透水性舗装やバリアフリー化、樹木の根周りの保護などを重点としています。

今回の再整備では、これら園路、広場等の改修に支障となる樹木に限って伐採を予定しているものであり、旧制第四高等学校由来の樹木をはじめ、シンボリックな大木などを含め、多くの樹木はそのまま残すとともに、新たな樹木も植栽することとしております。

具体的には、中央の広場にあるクスノキやケヤキの大木は緑陰やシンボルとして、また、石川四高記念文化交流館周囲は旧制第四高等学校の歴史を継承する緑として、さらに、合同庁舎側や休養広場周辺は緑あふれる憩いの空間として、それぞれ保全を図っていくこととしております。

3 芝生部分の舗装化について

【回答】 現在の中央の広場については、樹木による日照不足や利用者の踏圧により、芝生が衰退し土がむき出しになっており、芝生の維持は困難と考えております。

この広場の再整備にあたっては、災害時における避難場所や天候に左右されにくいイベント会場としての機能の向上を図るほか、バリアフリーにも配慮し、透水性の舗装をするものです。

なお、再整備をする広場内にも、芝生地や大木を保全するための緑地を設け、憩いの空間を残すこととしております。

4 中央公園再整備内容に関する県民意見聴取の実施について

【回答】 中央公園の再整備にあたっては、県庁舎移転後の平成15年度に、地元の関係者の方々を始め、都市計画や造園、生態学などの学識経験者のほか、一般公募の方々など、幅広い層の県民で構成された「広坂通り・中央公園再整備計画PI委員会」において、今後の中央公園のあり方などについて検討がなされ、

- ・ 都心部における貴重な緑あふれる憩いの空間としての機能保全
- ・ 樹木の適切な管理や照明等の増設による昼夜を通じた安心空間の創造
- ・ 開放的な空間となるよう、エントランスの追加や拡張のほか、樹木の剪定や間引きによる園内外のほどよい見通しの確保
- ・ イベント開催のための機能向上

などの再生の方向性や配慮すべき事項が示されました。

その後、金沢城公園いもり堀園地や県庁跡地の芝生広場の整備により、中央公園周辺の緑地を拡大したことが、本公園の役割を見直す契機となり、県議会の意見もいただきながら、先に示された再生の方向性に沿って、再整備の検討を進めてきました。

この間、マスコミ報道を通じて整備概要の周知も図ってきたところであり、また、先の平成25年度第1回県議会においても、今回の再整備にかかる予算の議決もいただいております、改めて意見聴取をする予定はありません。

5 上記以外の内容を含む、整備内容の再検討について

【回答】 一部、繰り返しになりますが、中央公園の再整備にあたっては、県庁舎移転後の平成15年度に、地元の関係者の方々を始め、都市計画や造園、生態学などの学識経験者のほか、一般公募の方々など、幅広い層の県民で構成された「広坂通り・中央公園再整備計画PI委員会」において、今後の中央公園のあり方などについて検討がなされ、

- ・ 都心部における貴重な緑あふれる憩いの空間としての機能保全
- ・ 樹木の適切な管理や照明等の増設による昼夜を通じた安心空間の創造
- ・ 開放的な空間となるよう、エントランスの追加や拡張のほか、樹木の剪定や間引きによる園内外のほどよい見通しの確保

- ・ イベント開催のための機能向上

などの再生の方向性や配慮すべき事項が示されました。

その後、金沢城公園いもり堀園地や県庁跡地の芝生広場の整備により、中央公園周辺の緑地を拡大したことが、本公園の役割を見直す契機となり、県議会の意見もいただきながら、先に示された再生の方向性に沿って、再整備の検討を進め、今回、リニューアルすることとしたものであります。

都市公園は、都市環境の保全や景観形成、災害時の避難場所や緩衝緑地としての防災機能、レクリエーション利用や賑わいの創出など、都市における多面的な役割を併せ持つ必要があります。

県では、これらの役割を踏まえながら、「県庁跡地と連続する緑地を一体的に活用すること」や「良好な緑を保全しながら、イベント等に利用しやすい快適な空間を創出すること」などを基本として再整備を行うこととしたものであります。

新たな都心の賑わい創出に向け、これまでの中央公園とは異なる魅力ある緑の空間に再生することが、多様なニーズにお応えできる整備内容と考えております。